

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件

適用される国内法令に、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する規定が含まれている国内官庁だけがこの表に掲載されている。この表に別段の記載がない限り、これらの国内官庁に対する特許手続上、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局の地位を取得している寄託機関に寄託を行うことができる（これらの当局については、更にこの附属書に表示されており、関連する通告は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。更に www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/guide/ において、ブダペスト条約に基づく国際寄託当局の要件に関する情報が紹介されている。

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
AL－アルバニア 工業所有権総局 (GDIP)(アルバニア)	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
工業所有権総局（GDIP）(アルバニア) に対する特許手続上、寄託はいかなる専門寄託機関にも行うことができる。			
AP－アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO） ARIPO	無	出願の時	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
ARIPOに対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。			
AT－オーストリア オーストリア特許庁	国際公開の技術的準備の完了 前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り微生物の 特徴に関する重要情報すべて
AU－オーストラリア オーストラリア特許庁	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
出願人は、特許付与前、又は出願の失効・拒絶若しくは取下げ前のみ、微生物の試料が発明に利害関係のない当業者である受 取人（オーストラリア特許規則3.25A(2)）に提供される旨を通知できる。出願人は、出願が公衆に利用可能となる（通常は国 際公開日）前にオーストラリア特許庁にその旨を直接通知しなければならない。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
BA－ボスニア・ヘルツェゴビナ			
ボスニア・ヘルツェゴビナ 知的所有権機関	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
ボスニア・ヘルツェゴビナ知的所有権機関に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局は更にこの附属書に表示されており、関連する通告は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			
BG－ブルガリア			
ブルガリア共和国特許庁	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
BN－ブルネイ・ダルサラーム			
ブルネイ・ダルサラーム 知的所有権庁（BruIPO）	無	無	無
出願人は、微生物の試料の分譲は、特許が付与される前、又は特許出願が取下げ、放棄擬制、拒絶若しくは拒絶擬制とされた場合に、専門家のみに対して行うことを要求することができる。その旨の請求は、国際出願の公開のための技術的な準備が完了する前に、出願人により国際事務局に書面で提出されなければならない。			
BR－ブラジル			
国立工業所有権機関 (ブラジル)	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
国立工業所有権機関（ブラジル）に対する手続上、寄託は同機関が認めたいずれの寄託機関にも行うことができる。			
BY－ベラルーシ			
国立知的所有権センター (ベラルーシ)	寄託機関の名称及びあて名は 出願時（明細書に記載しな ければならない）	無	無
国立知的所有権センター（ベラルーシ）に対する特許手続上、寄託は、その目的で特定された国際又はベラルーシ国内寄託機関に、国際出願の優先日以前に行うことができる。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
CA－カナダ			
カナダ知的所有権庁	出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	無	無
<p>出願人が、出願に基づくカナダ特許が発行されるまで、又は出願が拒絶されるまで、又は放棄され回復の余地がなくなるまで、又は取り下げられるまでは、出願で言及する試料の分譲は、特許庁長官が指名した各専門家に対してのみ、長官が提出を認めることを希望するときには、出願人は、国際出願の公開のための技術的準備が完了するまでに、国際事務局にその旨を書面の申立てで通知しなければならない。当該申立は、国際出願の明細書及び請求の範囲とは別個のものとしなければならない。更に、PCTに基づく実施細則第209号で述べられた様式PCT/RO/134によって作成することが望ましい。</p>			
CH－スイス			
スイス連邦知的所有権機関	無	無	無
<p>スイス連邦知的所有権機関に対する特許手続上、寄託はFIB、IFO及びIAMに対しても可能である（www.ige.ch 参照）。第三者への試料の分譲は次に条件にできる：当該第三者が寄託者の情報目的のために氏名（名称）及びあて名を寄託機関に届け出る。更に（a）寄託された培養若しくはその培養物から生じる培養物を第三者に利用可能とさせない。（b）法令の範囲外で当該培養物を使用しない。（c）争いがある場合には、（a）及び（b）に基づく義務に違反していない旨の証明の提出を約束する。</p>			
CL－チリ			
国立工業所有権機関（チリ）	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
CN－中華人民共和国 中華人民共和国国家知識 産権局（CNIPA）	無	無	微生物の科学名（ラテン名を 付す）、微生物の特徴に関する 関連情報、微生物試料寄託機 関の寄託受領書および生存証 明書
中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）に対する特許手続上、寄託はCGMCC、CCTCC若しくはGDMCC（詳細はこの附属書参照）、又は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる。特許手続上の寄託は、出願日前（若しくは優先権主張がされている場合には優先日前）、又は遅くとも出願日若しくは優先日当日までに行う。			
CO－コロンビア 商工監督局 (コロンビア)	無	無	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
CU－キューバ キューバ工業所有権庁	出願時に（出願の一部として） 寄託機関の名称、寄託日及び 受託番号	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
出願日又は該当すれば優先日から16箇月以内に受託証を提出しなければならない。			
CZ－チェキア チェコ共和国工業所有権庁	出願時に（出願の一部として） 寄託機関の名称及び受託番号	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、生物材 料の特徴に関する情報

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）	右欄において特定された追加事項		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
DE－ドイツ ドイツ特許商標庁	生物材料寄託令 (<i>BioMatHintV</i>) 第1条(1)第3号及び第3条(2)： 寄託機関の名称及びあて名は 出願の時(出願の一部として) 出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を希望した場 合には、当該請求以前に受託 番号 出願人が一件書類閲覧の権利 が存在している旨の通知を受 けた場合には、当該通知から 1箇月以内に受託番号	生物材料寄託令 第1条(1)第2号： 出願の時（出願の一部として）	生物材料寄託令 第1条(1)第2号： 出願人が可能な限り、生物材 料の特徴に関する情報	
<p>ドイツ特許商標庁に対する特許手続に関する寄託は、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づき国際寄託当局の地位を取得している寄託機関（附属書で更に公表されている）、並びに、出願人及び寄託者から法律的、経済的及び組織的に独立しており、生物材料寄託令に基づき、試料を適切に保管及び分譲していることが承認されているすべての科学機関に対して行うことができる。</p> <p>出願人は、特許付与まで、又は出願が拒絶若しくは取下げとなった場合には出願日から20年が経過するまで、出願人が指名する独立した専門家にのみ試料を分譲するよう要求することができる。この請求は、国際出願を公開するための技術的準備が完了したとみなされる時までにドイツ特許商標庁に対して行う。</p> <p>出願人は出願時に、2005年1月24日の生物材料寄託令に基づき試料を分譲する旨の、無条件かつ撤回不可能な承認を寄託機関に対して行い、更に第三者が生物材料を寄託する場合には、寄託者が当該効果について承諾している旨の文献証拠を提出する。</p>				

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
D J－ジブチ			
ジブチ工業所有権商業庁 (ODPIC)	無	無	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
<p>ジブチ工業所有権商業庁（ODPIC）に対する特許手続上、寄託は国際出願日以前に行わなければならない。微生物の寄託が行われた寄託機関が発行した、寄託及びその受託を証明する受領書を、PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内にODPICに提出しなければならない。</p> <p>出願人以外の者が生物材料を寄託した場合には、寄託の言及に、寄託者の氏名又は名称及びあて名、並びに、寄託者が、出願人が出願において生物材料の寄託について言及することを許可しており、寄託材料を公衆に利用可能な状態に置くことについて無条件かつ撤回不可能な同意を示している旨の申立書を含まなければならない。</p>			
D K－デンマーク			
デンマーク特許商標庁	出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り微生物の 特徴に関する重要情報すべて
<p>出願人は、（デンマーク特許商標庁により）出願が公衆の閲覧に供されるまで又は公衆の閲覧に供されることなくデンマーク特許商標庁により最終決定がされるまで、試料の分譲は当該技術の専門家に対してのみ行うことを要求することができる。その旨の請求は、出願がデンマーク特許法第22条(7)及び第33条(3)、並びに特許及び補足的保護証明書に関するデンマーク令第24条(1)の規定により公衆が知ることができるようにされるまでに、出願人がデンマーク特許商標庁に行わなければならない。当該請求が出願人によってされている場合、第三者による試料の分譲の請求は使用できる専門家を表示しなければならない。専門家はデンマーク特許商標庁が作成する承認済専門家名簿に登録されている者又は個別事件において出願人が承認する者である（特許及び補足的保護証明書に関するデンマーク令第24条(2)）。</p>			
D O－ドミニカ共和国			
国立工業所有権庁 (ドミニカ共和国)	出願の時（明細書に記載しなけ ればならない）	出願の時（明細書に記載しなけ ればならない）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
<p>更なる詳細については工業所有権に関する2000年5月8日の法律No. 20-00、第13条(3)及び(4)を参照されたい。</p>			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
E A－ユーラシア特許機構			
ユーラシア特許庁（E A P O）	出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	出願の時（明細書に記載しなけ ればならない）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
ユーラシア特許庁に対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。			
E C－エクアドル			
知的所有権国家サービス （S E N A D I） （エクアドル）	出願日以前に寄託がされたこ との届け出については出願時	無	無
E P－欧州特許機構			
欧州特許庁（E P O）	無	出願の時	出願人が可能な限り、生物材 料の特徴に関する情報
C N C Mに対する寄託は、ブダペスト条約に基づき、又は、細胞培養（cell cultures）、マイコプラズマ（mycoplasma）及びリケッチア属（rickettsiae）の寄託に関する限り、E P Oとの二国間の取決めにに基づき行うことができる。			
欧州特許の付与の言及を公告するまで、又は、出願が拒絶され、取り下げられ、若しくは取り下げられたものとみなされた場合には出願日から20年間、E P C規則33(1)の規定に従い、生物材料を、請求人により推薦された専門家によりのみ試料分譲されることを可能とすることを出願人が希望しており（E P C規則32(1)）、国際出願の公開がE P O公用語の1つ（英語、フランス語、ドイツ語）によって行われる場合、出願人は、その公開のための技術的な準備が完了する前に、書面で、その旨を国際事務局に通報しなければならない。この書面は国際出願の明細書及び請求の範囲から分離されなければならない。P C Tに基づく実施細則209号に言及され、 www.wipo.int/pct/en/forms/ro/editable/ed_ro134.pdf のW I P Oウェブサイトから入手可能である、様式P C T / R O / 134によることが望ましい。			
国際出願がE P O公用語の1つ（英語、フランス語、ドイツ語）によって公開されない場合であっても、欧州段階においてE P C第153条(4)に基づく国際出願の翻訳文を公開するための技術的準備が完了する前であればE P C規則32(1)に基づく陳述書を提出することができる。この場合には、専門家のオプションを選択した事実が出願の公開翻訳文フロントページに記載される。国際出願を公開するための技術的準備が完了した後にE P C規則32(1)に基づき受理した情報（又は該当すれ			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）	該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）				
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項				
<p>EP－欧州特許機構（続き）</p> <p>ば、EPC第153条(4)に規定する出願の翻訳文）は考慮されず、結果として生物材料はPCT規則13の2.6及びEPC規則33(1)に規定するように、いかなる者も専門家を介さずに利用可能となる（生物材料の利用を含む又はそれに関連する発明に関する2010年7月7日付欧州特許庁通達、OJ EPO 10/2010, 498頁以降を参照）。</p> <p>注意：発明が、出願日において公衆の利用が不可能であって出願人以外の者が寄託した生物材料の利用を含む又はその生物材料に関するものである場合、その寄託についての言及には、出願に寄託者の氏名若しくは名称及びあて名を含まなければならず、更に、寄託者は出願で寄託材料について言及する権限を出願人に与えており、欧州特許条約（EPC）規則31(1)(d)に従い寄託された材料が公衆に利用可能となる旨の、無条件かつ撤回不能な同意を寄託者が出願人に与えている申立書を含まなければならない。この記載事項（寄託者の氏名若しくは名称及びあて名、並びに申立書）が国際出願時の生物材料の寄託に関する言及に含まれていない場合であっても、国際特許出願の出願日又は優先権を主張していれば優先日から16箇月以内であれば国際事務局に提出することができる。国際公開の技術的準備が完了する前にこの記載事項が国際事務局に到着すれば、この期間は満たされたものとみなされる（PCT規則13の2.4(a)）。出願人がPCT第21条(2)(b)に基づき早期公開を請求する場合、この記載事項は遅くとも国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に提出しなければならない（PCT規則13の2.4(c)）。この期間を遵守しなかった場合には、欧州段階移行時に、権利回復又は手続続行のいずれの方法による救済も不可能となる。この結果、出願は、不十分な開示（EPC第83条）を理由として、審査手続においてEPC第97条(2)に基づき拒絶されるであろう。</p>						
<p>ES－スペイン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">スペイン特許商標庁</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">出願人が優先日から16箇月よりも早期の公開を要求した場合には、庁の通知から2箇月以内</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">出願の時（出願の一部として）</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">出願人が可能な限り、生物材料の特徴に関する情報</td> </tr> </table> <p>スペイン特許商標庁に対する特許手続上、寄託は、法律上認められたいずれかの寄託機関に、そしていずれの場合であっても、微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づき国際寄託当局としての地位を取得したいずれかの寄託機関に、国際出願日以前にしなければならない（スペイン特許法第25.2.a)条）。</p> <p>スペイン特許を付与する言及が公告されるまで、又は出願が拒絶若しくは取下げ処分となった場合には出願日から20年間、独立した専門家に対する試料の交付によってのみ、スペイン特許法第45条の規定に基づく生物材料の入手を可能とするよう出願人が希望するのであれば、出願人は、国際出願の公開の技術的準備が完了するまでに、その旨を国際事務局に書面での申立によって通知しなければならない。この申立は、国際出願の明細書及び請求の範囲とは別個のものでなければならない、望ましくは、PCTに基づく実施細則第209号で言及する様式PCT/RO/134によって作成しなければならない。</p>			スペイン特許商標庁	出願人が優先日から16箇月よりも早期の公開を要求した場合には、庁の通知から2箇月以内	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、生物材料の特徴に関する情報
スペイン特許商標庁	出願人が優先日から16箇月よりも早期の公開を要求した場合には、庁の通知から2箇月以内	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、生物材料の特徴に関する情報			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）			該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項		
FI－フィンランド				
フィンランド特許登録庁 (PRH)	出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り生物材料 の特徴に関する重要情報すべ て	
<p>出願人は、フィンランド特許登録庁（PRH）により特許付与の言及の公告が行われるまで、又はフィンランド特許登録庁（PRH）により特許付与することなしに最終決定がされたときには出願日から20年を経過するまで、出願人は試料の分譲を当該技術分野の専門家に対してのみ行うことを要求することができる。その旨の請求は、優先日から16箇月を経過するまでに、出願人が（様式PCT/RO/134によることが望ましい）国際事務局に行わなければならない。当該請求が出願人によってされている場合には、第三者による試料の分譲の請求は使用できる専門家を表示しなければならない。専門家はフィンランド特許登録庁（PRH）が作成する承認済専門家名簿に登録されている者又は個別事件で出願人が承認する者である。</p>				
GB－英国				
知的所有権庁 ¹ （英国）	出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	無	無	
<p>知的所有権庁¹（英国）に対する特許手続上、寄託は「世界中のいかなる寄託機関」に対しても行うことができる。出願人が寄託することを望む寄託機関を選択し、かつ、寄託した培養物の試料を、2007年英国特許規則13(1)及び表1により利用できるようにすることは出願人の責任である。出願人は試料を専門家のみに分譲できる旨を、国際出願の国際公開のための技術的な準備が完了する前であれば国際事務局へ書面で通知することができる。</p> <p>注意：発明が、出願日において公衆が利用不可能であって出願人以外の者が寄託した生物材料の利用を含む又はその生物材料に関するものである場合、出願人は優先日から16箇月以内（又はその前に早期公開を請求していれば同請求以前）に寄託者の氏名（名称）及びあて名を提供しなければならない。更に、寄託者が出願で寄託材料について言及する権限を出願人に与えており、2007年英国特許規則第1表に従い寄託された材料が公衆に利用可能な状態に置かれる旨の無条件かつ撤回不能な同意を出願人に示している旨の申立書を提出しなければならない。</p>				

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
GE－ジョージア			
ジョージア国家知的所有権 センター (SAKPATENTI)	無	無	無
ジョージア国家知的所有権センター（SAKPATENTI）に対する特許手続上、寄託は「国の内外で科学的に認められた いかなる機関」に対しても行うことができ、これにはこの附属書に掲載されるすべての機関を含む。			
GT－グアテマラ			
知的所有権登録局 (グアテマラ)	出願の時（明細書に記載しなけ ればならない）	無	出願人が可能な限り、微生物又 は他の生物材料の特徴の説明
知的所有権登録局（グアテマラ）に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト 条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については、更に この附属書に表示されており、関連する通告は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			
HN－ホンジュラス			
知的所有権総局 (ホンジュラス)	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
知的所有権総局（ホンジュラス）に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト 条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については、更に この附属書に表示されており、関連する通告は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
HR－クロアチア			
国家知的所有権庁 (クロアチア)	出願人が優先日から18箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
<p>国家知的所有権庁（クロアチア）に対する特許手続上、寄託はブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得したいずれの寄託機関にもすることができる。請求に基づき、出願の公開から特許付与までの間については、請求した者に対して若しくは出願人が請求すれば独立した専門家のみに対して、又は特許付与後は、特許の取消又は失効にかかわらず請求した者に対して、試料が利用可能となる。試料は、請求者が特許有効期間中について次を確約した場合に限り利用可能となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試料又はそこから派生する材料を第三者の利用可能な状態に置かないこと。 2. 試料又はそこから派生する材料を実験若しくは研究目的以外で使用しないこと。ただし、状況に応じて出願人又特許権者が当該確約を明確に放棄した場合を除く。 			
HU－ハンガリー			
ハンガリー知的所有権庁 (HIPO)	出願日以前に寄託がされたこ との届け出については出願時	無	出願人が可能な限り、微生物 の特徴及び分類学上の説明
<p>ハンガリー知的所有権庁（HIPO）に対する特許手続上、寄託は「相互主義に基づき国際的に周知の寄託機関」にも行うことができる。</p>			
ID－インドネシア			
知的所有権総局 (インドネシア)	無	無	出願人が可能な限り、微生物 の特徴の説明

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
I L－イスラエル イスラエル特許庁	出願の時 寄託機関の名称、寄託日及び 寄託番号（明細書に記載しな ければならない）	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項
I N－インド インド特許庁	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時（明細書に記載しな ければならない）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
<p>インド特許庁に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局の地位を有する寄託機関に行うことができる（これらの当局については、更にこの附属書に表示され、関連する通告は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。更にインド特許法第10条(4)(d)(ii)を参照。</p>			
I S－アイスランド アイスランド知的所有権庁 (I S I P O)	出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
<p>出願人は、特許が付与されるまで、又は特許に至らなかった出願についてアイスランド知的所有権庁（I S I P O）が最終決定を行うまで、試料の分譲は当該技術の専門家に対してのみ行うことを要求できる。この請求は、出願がアイスランド特許法第22条及び第33条(3)に基づき公衆に利用可能となるまでに、出願人がアイスランド知的所有権庁（I S I P O）に行う。当該請求を出願人が行っている場合、第三者による試料の分譲の請求は使用できる専門家を表示しなければならない。専門家はアイスランド知的所有権庁（I S I P O）が作成する承認済専門家名簿に登録されている者又は個別案件において出願人が承認する者である。</p>			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に 基づく追加の義務的（規則13の 2.3(a)(i)から(iii)に規定された 以外の）記載事項（該当する場 合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
IT－イタリア			
イタリア特許商標庁	無	出願の時（明細書に記載しな ければならない）	出願人が可能な限り、微生物又は 他の生物材料の特徴の説明
イタリア特許商標庁に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については、更にこの附属書に表示されており、関連する通告は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			
JO－ヨルダン			
産業通商供給省工業所有権 保護局（ヨルダン）	出願の時 明細書の一部として又は別個に	無	出願人が可能な限り、微生物・ 生物材料の特徴の説明及び有用 性の表示
産業通商供給省工業所有権保護局（ヨルダン）に対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。			
JP－日本			
日本国特許庁（JPO）	出願の時（明細書に記載しな ければならない）（生物材料を 受託した日付は必要ない）	出願の時（明細書に記載しな ければならない）	出願人が可能な限り、生物材料 の特徴に関する情報
KE－ケニア			
ケニア工業所有権機関	無	無	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
KR－韓国			
韓国知的所有権庁	出願の時（明細書に記載しな ければならない）	無	無
韓国知的所有権庁に対する特許手続上、寄託は国際出願日以前に必要である。微生物の寄託が行われた寄託機関が発行した、寄託及びその受託を証明する受領書を、PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に韓国知的所有権庁に提出しなければならない。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に 基づく追加の義務的（規則13の 2.3(a)(i)から(iii)に規定された 以外の）記載事項（該当する場 合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
KZ－カザフスタン 国家知的所有権機関 (NIIP)(カザフスタン)	無	無	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
国家知的所有権機関 (NIIP)(カザフスタン) に対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関にも行うことができる。			
LT－リトアニア リトアニア共和国国家特許局	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
リトアニア共和国国家特許局に対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			
LU－ルクセンブルク 知的所有権庁 (ルクセンブルク)	無	無	無
LV－ラトビア ラトビア特許庁	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
MA－モロッコ モロッコ工業所有権庁 (OMPIC)	出願の時（明細書に記載しな ければならない）	出願の時	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
モロッコ工業所有権庁 (OMPIC) に対する特許手続上、微生物の寄託は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に關するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれかの寄託機関に対して、国際出願日前に行わなければならない（工業所有権保護に関する法律No. 17-97第34条、法律No. 23-13及びNo. 31-05で改正）。			
MD－モルドバ共和国 国家知的所有権局 (モルドバ共和国)	無	無	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
政府が指定する寄託機関又は国際寄託当局としての地位を有する機関に、国際出願の出願日以前に寄託することができる。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に 基づく追加の義務的（規則13の 2.3(a)(i)から(iii)に規定された 以外の）記載事項（該当する場 合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
MK－北マケドニア			
国家工業所有権庁 (北マケドニア)	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
<p>国家工業所有権庁（北マケドニア）に対する特許手続上、寄託は当該庁が承認したいずれの国際寄託機関にも行うことができる（リストは当該庁の公報に掲載される）。第三者が次の条件を満たす場合、試料は当該第三者に提供される。第三者が、(a) 生体生物又は微生物材料の試料を利用できるよう請求する権利を有すること、(b) 特許の所定の有効期間が満了する前にいかなる第三者にも寄託された生体生物又は微生物材料の試料の入手を認めない旨を確約すること。</p>			
MX－メキシコ			
メキシコ工業所有権機関	無	出願の時（明細書に記載しなけ ればならない）	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
NI－ニカラグア			
知的所有権登録局 (ニカラグア)	無	無	出願人が可能な限り生物材料の 特徴に関する情報すべて
NO－ノルウェー			
ノルウェー工業所有権庁	出願人が優先日から16箇月よ りも早期の公開を要求した場 合には、当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り微生物の特 徴に関する重要情報すべて
<p>出願人は、ノルウェー工業所有権庁が出願を公衆の閲覧に供する時点から特許付与まで、又は特許が付与されず最終決定が行われるまで、又は出願の拒絶又は取下げの場合には出願日から20年間、試料の分譲を当該技術の専門家のみに対して行うことを要求できる。この請求は、出願がノルウェー特許法第33条(3)に基づき公衆の閲覧に供されるまでに、出願人がノルウェー工業所有権庁に行う。出願人は請求時に、第三者による試料の分譲の請求に利用すべき専門家を表示する。専門家はノルウェー工業所有権庁が作成する承認済専門家名簿に登録されている者又は個別事件で出願人が承認する者である。</p>			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に 基づく追加の義務的（規則13の 2.3(a)(i)から(iii)に規定された 以外の）記載事項（該当する場 合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
NZ －ニュージーランド ニュージーランド 知的所有権庁	無	出願の時（明細書の一部とし て）	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
OM －オマーン 商工業省知的所有権部 (オマーン)	無	無	無
PA －パナマ 工業所有権登録総局 (DIGERPI)(パナマ)	無	出願の時（出願の一部として）	寄託証の写し及び寄託生物材料 を閲覧する承諾
PE －ペルー 公正競争・知的財産保護庁 (ペルー)	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願の時 明細書の一部として又は別個に	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
公正競争・知的財産保護庁（ペルー）に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる（これらの当局については、更にこの附属書に表示されており、関連する通告は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ で確認できる）。			
PH －フィリピン フィリピン知的所有権庁	出願の時（出願の一部として）	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
フィリピン知的所有権庁に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる。			
PL －ポーランド ポーランド共和国特許庁	無	無	寄託者の氏名及びあて名
ポーランド共和国特許庁に対する特許手続上、寄託は国内の寄託機関－Institute of Agricultural and Food Biotechnology 及び Serum and Vaccine Research Laboratory に対しても行うことができる。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に 基づく追加の義務的（規則13の 2.3(a)(i)から(iii)に規定された 以外の）記載事項（該当する場 合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
P T－ポルトガル			
国立工業所有権機関 (ポルトガル)	無	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
国立工業所有権機関（ポルトガル）に対する特許手続上、寄託は微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれかの寄託機関に対して、国際出願日以前に行わなければならない。			
Q A－カタール			
知的所有権部（カタール）	無	無	無
R O－ルーマニア			
国家発明商標庁 (ルーマニア)	無	無	出願人が可能な限り微生物の特 徴に関する重要情報すべて
R S－セルビア			
知的所有権庁（セルビア）	無	無	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する説明
R U－ロシア連邦			
連邦知的所有権行政局 (Rospatent)(ロシア連邦)	無	無	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）に対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
SE －スウェーデン	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
スウェーデン知的所有権庁 (PRV)	出願人が優先日から16箇月より も早期の公開を要求した場合に は、当該請求以前	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
出願人は、スウェーデン知的所有権庁（PRV）により特許が付与されるまで又は特許付与に至らない最終決定がなされた場合に、試料の分譲を当該技術の専門家に対してのみ行うことを請求することができる。出願日から20年を経過するまでに、拒絶又は取下げとなった出願についても同様の請求を行うことができる。専門家のみを試料を分譲するよう制限する旨の請求は、出願人が、遅くとも出願を公開するための技術的準備が完了する日までに、スウェーデン知的所有権庁（PRV）に対して行う。			
SG －シンガポール	出願人が優先日から16箇月より も早期の公開を要求した場合 には、当該請求以前	無	無
シンガポール知的所有権庁			
出願人は、微生物の試料の分譲は、専門家に対してのみ行うことを要求することができる。その旨の請求は、国際出願の公開のための技術的な準備が完了する前に、出願人により国際事務局に提出されなければならない。			
SK －スロバキア	出願時に（出願の一部として） 寄託機関の名称、あて名及び 受託番号	出願の時（出願の一部として）	出願人が可能な限り、生物材 料の特徴に関する情報
スロバキア共和国 工業所有権庁			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知 に基づく追加の義務的（規則 13の2.3(a)(i)から(iii)に規定 された以外の）記載事項（該 当する場合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に 規定された事項	右欄において特定された追加事 項	
S V－エルサルバドル			
国立登録センター (CNR)(エルサルバドル)	無	無	出願人が可能な限り、微生物 又はその他の生物材料に関する 特徴の説明及び有用性の表示
国立登録センター（CNR）（エルサルバドル）に対する特許手続上、寄託は特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を有するいずれの寄託機関にも行うことができる。			
T J－タジキスタン			
タジキスタン共和国経済発展 貿易省国立特許情報センター	無	無	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
タジキスタン共和国経済発展貿易省国立特許情報センターに対する特許手続上、寄託はいかなる機関に対しても行うことができる。			
T M－トルクメニスタン			
トルクメニスタン財務経済省 国家知的所有権局	無	無	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
トルクメニスタン財務経済省国家知的所有権局に対する特許手続上、寄託はいかなる機関に対しても行うことができる。			
T R－トルコ			
トルコ特許商標庁 (Turkpatent)	無	出願の時（明細書に記載しな ければならない）	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
トルコ特許商標庁（Turkpatent）に対する特許手続上、寄託はいかなる専門寄託機関にも行うことができる。			
U A－ウクライナ			
国営事業「ウクライナ知的所 有権機関（Ukrpatent）」国家 知的所有権機関	無	無	出願人が可能な限り、微生物 の特徴に関する情報
国営事業「ウクライナ知的所有権機関（Ukrpatent）」国家知的所有権機関に対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

指定官庁及び選択官庁の要件（続き）

指定官庁 (又は選択官庁)	出願人が次の事項を届け出なければならない 16箇月よりも早い時期（該当する場合）		該当する国内官庁からの通知に 基づく追加の義務的（規則13の 2.3(a)(i)から(iii)に規定された 以外の）記載事項（該当する場 合）
	規則13の2.3(a)(i)から(iii)に規 定された事項	右欄において特定された追加事 項	
UG－ウガンダ			
ウガンダ登録サービス局 (URSB)	出願の時（生物材料を受託した 日付は必要ない）	無	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
寄託された微生物が生存していない又はその他の理由によって寄託機関による試料の交付が不可能になり、寄託された微生物を寄託機関から入手不可能となり、引き続き入手可能な他の寄託機関に微生物が移送されていない場合であっても、寄託者が、寄託機関から交付中止について通知を受けた日から3箇月以内に、最初に行われた微生物の新たな寄託を行い、新たな寄託日から4箇月以内に、寄託機関が発行した受託証の写しを、特許又は出願番号の記載と併せて登録局に送付した場合、入手不可能な状況は生じなかったものと解釈される。新たな寄託には、新たに寄託された微生物が最初に寄託された微生物と同一である旨を示す、寄託者が署名した陳述書を添付する。			
US－アメリカ合衆国			
米国特許商標庁 (USPTO)	無	出願の時	可能な限り、具体的に十分特定 されて審査を可能とする、寄託 生物材料の説明
有効な特許出願日後に原寄託を行う場合、出願人は、その事実を確認する立場にある者による供述書であって、寄託した生物材料が出願時の出願によって具体的に特定された生物材料である旨を記載したものをすみやかに提出しなければならない（37 CFR 1.804(b)参照）。 USPTOに対する特許手続上、寄託はUSPTOが適切と認めたいかなる寄託機関に対しても行うことができる（37 CFR 1.803参照）。			
ZA－南アフリカ			
企業知的所有権委員会 (CIPC)(南アフリカ)	無	無	出願人が可能な限り、微生物の 特徴に関する情報
企業知的所有権委員会（CIPC）(南アフリカ) に対する特許手続上、寄託はいかなる寄託機関に対しても行うことができる。			

微生物及びその他の生物材料の寄託

寄託機関リスト

注：この表は、寄託機関に関して寄託することのできる微生物又はその他の生物材料の種類及び当該国際寄託機関が課する手数料を表してはいない。その情報は直接寄託機関から取得することができる。特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を得ている寄託機関に関する情報は、「ブダペスト条約に基づく微生物の寄託ガイド」又は www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/ を参照。

AU－オーストラリア

Lady Mary Fairfax CellBank Australia (CBA)
214 Hawkesbury Rd
Westmead, N.S.W., 2145

*The National Measurement Institute (NMI)*²
1/153, Bertie Street
Port Melbourne, VIC 3207

BE－ベルギー

Belgian Coordinated Collections of
Microorganisms (BCCMTM)²

Headquarters:
BCCMTM Coordination Cell
Federal Public Planning Service Science Policy
231, avenue Louise
1050 Brussels

Collections:
BCCMTM / GeneCorner² Plasmid collection
Universiteit Gent
Vakgroep Biomedische Moleculaire Biologie
Technologiepark, 927
9052 Zwijnaarde

*BCCMTM / IHEM² Biomedical fungi and yeasts
collection*
Scientific Institute of Public Health
Service Mycology and Aerobiology
Rue J. Wytsmanstraat, 14
1050 Brussels

BCCMTM / LMG² Bacteria collection
Universiteit Gent
Laboratorium voor Microbiologie
K.L. Ledeganckstraat, 35
9000 Gent

*BCCMTM / MUCL² Agro-industrial fungi,
yeasts and arbuscular mycorrhizal fungi
collection*
Université catholique de Louvain
Mycothèque de l'Université catholique de
Louvain
Croix du Sud, 3 - box L7.05.06
1348 Louvain-La-Neuve

BG－ブルガリア

*National Bank for Industrial Microorganisms and
Cell Cultures (NBIMCC)*²
49 St Kliment Ohridski Blvd., Bldg.3
1756 Sofia

CA－カナダ

*International Depositary Authority of Canada
(IDAC)*²
National Microbiology Laboratory
Public Health Agency of Canada
1015 Arlington Street
Winnipeg, MB
R3E 3R2

CH－スイス

Culture Collection of Switzerland AG (CCOS)
Einsiedlerstrasse 34
8820 Waedenswil

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

寄託機関リスト(続き)

CL－チリ

Colección Chilena de Recursos Genéticos
Microbianos(CChRGM)
Avenida Vicente Méndez 515
Chillán, Region VIII

CN－中国

*China Center for Type Culture Collection
(CCTCC)²*
Wuhan University
Wuhan 430072

*Guangdong Microbial Culture Collection Center
(GDMCC)²*
Guandong Institute of Microbiology
No.59 Building, No.100 Xianliezhong Road
Guangzhou 510075

*China General Microbiological Culture Collection
Center (CGMCC)²*
Institute of Microbiology, Chinese Academy of
Sciences
No. 1, West Beichen Road
Chaoyang District
Beijing 100101

CZ－チェキア

Czech Collection of Microorganisms (CCM)²
Kamenice 5/building A25
625 00 Brno

DE－ドイツ

*Leibniz Institute DSMZ-German Collection of
Microorganisms and Cell Cultures²*
Inhoffenstr. 7B
38124 Braunschweig

ES－スペイン

Banco Español de Algas (BEA)
Marine Biotechnology Center
University of Las Palmas, Gran Canaria
Muelle de Taliarte s/n
35214 Telde
Las Palmas

Colección Española de Cultivos Tipo (CECT)²
Edificio 3 CUE. Parc Científic Universitat de
Valencia
Catedrático Agustín Escardino, 9
46980 Paterna (Valencia)

FI－フィンランド

VTT Culture Collection (VTTCC)²
VTT Technical Research Centre of Finland
Tietotie 2
Espoo

FR－フランス

*Collection nationale de cultures de micro-
organismes (CNCM)²*
Institut Pasteur
28, rue du Dr Roux
75724 Paris Cedex 15

微生物及びその他の生物材料の寄託

寄託機関リスト (続き)

GB—英国

*CABI BIOSCIENCE, UK Centre (IMI)*²
 Bakeham Lane
 Englefield Green
 Egham, Surrey TW20 9TY

*National Collection of Yeast Cultures (NCYC)*²
 Quadram Institute Bioscience
 Norwich Research Park
 Norwich, NR4 7UQ

*Culture Collection of Algae and Protozoa (CCAP)*²
 SAMS Ltd.
 Scottish Marine Institute
 Oban, Argyll PA37 1QA
 Scotland

*National Institute for Biological Standards and Control (NIBSC)*²
 Blanche Lane
 South Mimms
 Potters Bar
 Herts., EN6 3QG

*European Collection of Cell Cultures (ECACC)*²
 Health Protection Agency — Porton Down
 Salisbury, Wiltshire SP4 0JG

*NCIMB Ltd.*²
 Ferguson Building
 Craibstone Estate
 Bucksburn
 Aberdeen AB21 9YA

*National Collection of Type Cultures (NCTC)*²
 Culture Collections
 Public Health England
 Porton Down
 Salisbury, Wiltshire SP4 0JG

HU—ハンガリー

*National Collection of Agricultural and Industrial Microorganisms (NCAIM)*²
 Institute of Food Science and Technology
 Hungarian University of Agriculture and Life Sciences
 Somlói út 14-16
 1118 Budapest

IN—インド

Microbial Culture Collection (MCC)
 National Centre for Cell Science (NCCS)
 University of Pune Campus, Ganeshkhind
 Pune-411007, Maharashtra

*National Agriculturally Important Microbial Culture Collection (NAIMCC)*²
 ICAR-National Bureau of Agriculturally Important Microorganisms
 Kushmaur
 Maunath Bhanjan PIN 275 103
 Uttar Pradesh

*Microbial Type Culture Collection & Gene Bank (MTCC)*²
 Institute of Microbial Technology (IMTECH)
 Sector 39 A
 Chandigarh 160 036 (Union Territory)

IT—イタリア

*Collection of Industrial Yeasts (DBVPG)*²
 Department of Applied Biology
 Borgo XX Giugno, 74
 06121 Perugia

*Istituto Zooprofilattico Sperimentale della Lombardia e dell'Emilia Romagna "Bruno Ubertini" (IZSLER)*²
 IZSLER Biobank of Veterinary Resource (IZSLER BVR)
 Via Bianchi, 9
 25124 Brescia

*IRCCS Ospedale Policlinico San Martino*²
 Interlab Cell Line Collection (Biotechnology Dept)
 Largo Rossana Benzi, 10
 16132 Genova

微生物及びその他の生物材料の寄託

寄託機関リスト（続き）

JP－日本

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）
特許生物寄託センター（IPOD）²
千葉県木更津市かずさ鎌足 2－5－8，120号室
〒292-0818

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）
特許微生物寄託センター（NPMD）²
千葉県木更津市かずさ鎌足 2－5－8，122号室
〒292-0818

KR－韓国

*Korean Agricultural Culture Collection (KACC)*²
Agricultural Microbiology Division
National Institute of Agricultural Science
Rural Development Administration
166, Nongsaeungmyeong-ro, Iseo-myeon
Wanju-gun, Jeollabuk-do 55365

*Korean Collection for Type Cultures (KCTC)*²
181, Ipsin-gil,
Jeongeup-si
Jeollabuk-do, 56212

*Korean Cell Line Research Foundation (KCLRF)*²
Cancer Research Institute
Seoul National University College of Medicine
103 Daehak-ro, Jongno-gu
Seoul 03080

*Korean Culture Center of Microorganisms (KCCM)*²
Yurim B/D
45 Hongjena-e-2ga-gil, Seodaemun-gu
Seoul 03641

LV－ラトビア

Microbial Strain Collection of Latvia (MSCL)
Jelgavas str. 1
Riga, 1004

MA－モロッコ

Collections Coordonnées Marocaines de Microorganismes (CCMM)
Laboratoire de Microbiologie et Biologie Moléculaire (LMBM)
Centre National pour la Recherche Scientifique et Technique (CNRST)
Angle avenue Allal El Fassi, avenue des FAR,
Quartier Hay Ryad
B.P. 8027 Nations Unies
10102 Rabat

MX－メキシコ

Colección de Microorganismos del CNRG (CM-CNRG)
Boulevard de la Biodiversidad No.400
Col. Rancho las Cruces
Tepatitlán de Morelos, Jalisco, C.P. 47600

NL－オランダ

Laboratorium voor Microbiologie (NLM)
Julianalaan 67a
Delft

*Westerdijk Fungal Biodiversity Institute (CBS)*²
Uppsalalaan 8
3584 CT Utrecht

Phabagen Collection (PC)
Rijksuniversiteit Utrecht
Vakgroep Moleculaire Celbiologie
Padualaan 8
3584 CH Utrecht

or
P.O.Box 85167
3508 AD Utrecht

L 微生物及びその他の生物材料の寄託 L

寄託機関リスト（続き）

PL－ポーランド

*Collection of Industrial Microorganisms*²
Institute of Agricultural and Food Biotechnology
(IAFB)
Ul. Rakowiecka 36
02-532 Warsaw

*Polish Collection of Microorganisms (PCM)*²
Institute of Immunology and Experimental Therapy
Polish Academy of Sciences
Ul. Weigla 12
53-114 Wroclaw

RU－ロシア連邦

*All-Russian Collection of Industrial
Microorganisms (VKPM)*²
Research Centre “Kurchatov Institute”
State Research Institute “Genetika”
1-st Dorozhny pr., 1
Moscow 117545

*Russian Collection of Microorganisms (VKM)*²
G.K. Skryabin Institute of Biochemistry and
Physiology of Microorganisms
Russian Academy of Sciences
Prospekt Nauki No.5
Pushchino 142290 (Moscow Region)

SK－スロバキア

*Culture Collection of Yeasts (CCY)*²
Institute of Chemistry
Slovak Academy of Sciences
Dúbravská cesta 9
842 38 Bratislava

US－米国

*Agricultural Research Service Culture Collection
(NRRL)*²
1815 North University Street
Peoria, Illinois 61604

Provasoli-Guillard National Center for Marine
Algae and Microbiota (NCMA)
60 Bigelow Drive
East Boothbay, Maine 04544

American Type Culture Collection (ATCC)²
10801 University Blvd.
Manassas, Virginia 20110-2209

1 知的所有権庁は特許庁の運営名称である。

2 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく、国際寄託当局としての地位を得ている寄託機関。